

嘉麻市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例（案）

嘉麻市役所の位置を定める条例（平成 18 年嘉麻市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

本則中「嘉麻市上臼井 446 番地 1」を「嘉麻市岩崎 1180 番地 1」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。